

今日の安心、明日への備え

のうきくん

農機具損害共済

N
O
S
A
I
新
潟
は

ス
マ
ー
ト
農
業
を

支
援
し
ま
す
!



農業用ドローン 所有者様向け 農機具共済のご案内

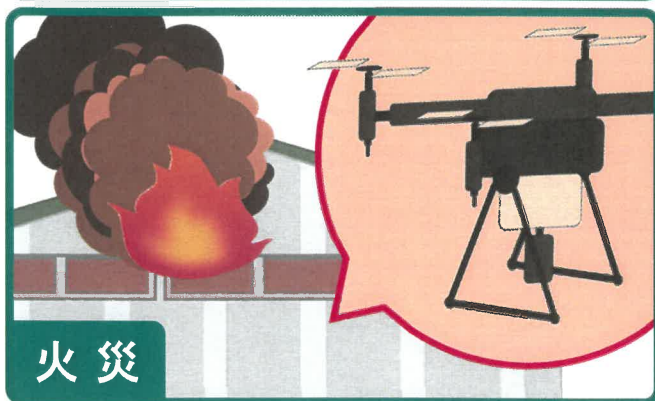
契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明

この説明書は「のうきくん」(NOSA Iが実施する農機具共済の愛称)の契約概要や、お申込みに際してご注意いただきたい事項、また、ご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、後日お届けいたします「農機具損害共済約款」に詳しく記載されておりますので、あわせてご確認のうえ、大切に保存してください。

重要事項及び個人情報の取扱いを説明していますので、ご契約にあたっては、本書面を必ずお読みいただき、大切に保管してください。

補償対象となる共済事故



そのほか、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害（ネズミなどの糞尿による汚損・さび等は除く）、第三者行為による不可抗力のき損、衝突、異物の巻き込みの事故や、風水害や雪害など自然災害（地震・噴火・津波を除く）が補償の対象となります。

ご注意ください！ 対人・対物補償など、損害賠償に関する補償はありません。

ご加入いただける機体の要件

- ・ 回転翼がマルチコプター型のドローンであること。
- ・ 農業目的に使用するものであること。
（農業目的：農薬散布、肥料散布、播種、受粉、ほ場センシング）
- ・ 航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた機種。
- ・ 加入者が所有または管理する、未使用の状態にて取得した機体。

中古で取得した機体や、無人ヘリコプター、固定翼型のドローンはご加入いただけません。

補償期間（共済責任期間）

共済責任期間は1年間です（責任開始日の午後4時から1年後の午後4時まで）。

補償金額（共済金額）

新調達価額（税込）を上限に、1台あたり10万円～2,000万円の範囲内で選択。
（新調達価額は加入農機具と同等の性能を有する機械の「新品の市場価格」により定めます）

補償範囲

機体及び通信機器、コントローラー、農薬積載タンク、液剤・粒剤散布装置、充電器、バッテリーなど装置一式。

これらの装置等を、機体1台に対して複数所有されている場合は、**ご加入の際に申告いただければ**、補償範囲に含めることができます。

共済掛金

共済金額1万円あたり**322円**

掛金例

共済金額100万円の
農業用ドローンなら…



年間の掛金は

32,200円

+4,585円で補償アップ！

以下の特約全てを付帯する場合

36,785円

地震等担保特約

地震・噴火・津波による損害に対し共済金をお支払いします。ご加入額の50%がお支払い限度額となります。新調達価額の5%以上の損害から対象となります。

掛金は、1万円あたり12円が追加となります。

臨時費用担保特約

お支払いする共済金の10%を加算して共済金をお支払いします。

また、加入者（同居の家族を含む）が共済事故により死亡又は30日以上入院加療を要した場合、給付金をお支払いします。

掛金は、1万円あたり33.85円が追加となります。

農業用ドローンに、付保割合条件付実損填補特約を付帯することはできません。

ご加入についての重要事項

- 共済責任期間は、責任開始日の午後4時から終了日の午後4時までです。
「のうきくん」の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により責任開始日を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- 農機具共済の共済掛金等は、ご加入額、農機具の用途などにより決まります。
共済掛金等は、共済金額、農機具の機種、付帯する特約などにより決まります。
詳しくはNOSA Iまでお問い合わせください。
- ご加入金額(共済金額)が少ない場合、十分な補償を受けられません。
損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は、損害の額(復旧しないときは時価損害額となります)を基に農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。
そのため、ご加入額が農機具の価格に満たない場合は、発生した損害額を十分に共済金で補償することができないことがありますので、**農機具の価格いっぱいまでの加入をおすすめします。**
- 農機具共済への加入は、未使用な状態で取得された農機具で、契約は1台単位となります。
- ご加入できない農機具があります。
 - (1) 販売を目的とする農機具
 - (2) 試験研究等に使用する農機具
 - (3) 常時水没のおそれのある建物に格納されている農機具
 - (4) 地すべり、護岸決壊、山くずれ等の発生が明らかな場所にある建物に格納または設置されている農機具
 - (5) 軽トラック、普通トラック以外の農業用貨物自動車(箱型荷台等)
 - (6) すでに事故が発生している農機具
 - (7) 改造された農機具
 - (8) 無人状態で完全自律走行をする農機具等
 - (9) 農作業以外に使用するもの
 - (10) 台風等の警報が発せられた地域内にある農機具
 - (11) その他、共済事故が発生することが相当の確実さをもって見通される場合または共済事業の本質にてらし、他の加入者との間に著しく衡平を欠き、共済事業の適正な運営が確保できなくなるような事由のある農機具
- 農機具の附属装置を所有している場合は、加入申込書に記載したもののみが契約農機具に含まれます。

ご契約時の重要事項

- 加入申込みの記載事項は、誤りのないようご記入ください。
加入申込書の機種名、型式など重要な事項としてNOSA Iが告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。
また、提出後、記入内容の変更又は誤りに気づいたときは、速やかにNOSA Iにご連絡願います。
- 告知義務—加入申込書の記載上の注意事項
加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。

【告知事項】

- 1 農機具の情報…機種名、銘柄、型式、購入年月、填補、格納場所、附属機械及び附属装置
 - 2 他の保険・共済契約等に関する情報…農機具を契約の対象とする他の共済契約又は保険契約
- 加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。
- 共済掛金等は納入期限までにお支払いされないと契約は無効になります。
 - (1) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。共済掛金等は、加入申込後にお送りする「農機具共済加入承諾書兼納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。
なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
 - (2) 農機具共済申込みの承諾の通知に記載された、共済掛金等の払込期限を過ぎたときは、あらためて農機具共済の申込みをしてください。

ご契約後の重要事項

● ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生したときは、速やかにNOSA Iにご連絡願います。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- 1 農機具を譲渡する場合
- 2 農機具を解体又は廃棄する場合
- 3 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- 4 農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合
- 5 農機具の格納場所又は設置場所を変更した場合
- 6 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- 7 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

● 共済掛金等の返還・追加請求をすることがあります。

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金を返還又は共済掛金を追加請求いたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金を返還しない場合があります。

● 損害が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

事故発生時の連絡が遅れますと事故の確認作業が困難になるなど、共済金の支払いができなくなる場合があります。

- 1 加入者はNOSA Iが求めた共済金請求に係る書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- 2 NOSA Iは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- 3 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合は契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

● 共済金お支払後の共済契約について

- (1) 災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。
- (2) 災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

加入者の損害防止義務の事項

● 損害の防止及び軽減に努めてください。

- (1) 共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

重大事由による解除についての事項

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3) NOSA Iの契約者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

共済金のお支払いについて

1回の事故につき、加入時の新調達価額に対する共済金額の割合に応じてお支払いします。

$$\text{正味損害額 (損害額 - 削減額 - 賠償金等)} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} = \text{支払共済金}$$

※ 新調達価額は、加入農機具と同等の性能を有する機械の、新品の市場価格により定めます。
 ※ 修理済みなどで損害が確認できない事故、損害額が新調達価額の5%又は1万円のいずれか低い額に満たない場合はお支払いの対象となりません。

- ・ 修理部品の供給がなく修理不能の場合、その部品があったものとみなした見積額を損害額とします。
- ・ 損害額は新調達価額を限度として、復旧するために必要な費用の最低限とします。
- ・ 復旧しない場合は、正味損害額を時価損害額に置き換えてお支払いします。
 その後、事故発生日から1年以内に復旧した場合は、上記共済金との差額をお支払いします。
 なお、1年を過ぎて復旧した場合、差額の支払いはありません。

ご注意ください！ お支払いできない事故（損害）がありますので、右ページの「共済金の支払いについての重要事項」をご確認ください。

削減基準について

損害防止の状況、事故の形態、事故回数によって損害額の一部が削減されます。
 損害額は、損害額 - (損害額 × 削減割合) で算出します。
 また、損害額に削減割合を乗じた額が1万円未満になる場合は、1万円の削減をします。

| | | | |
|--|------|-----|-------|
| 通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害を防止又は軽減をすることができたと認められる場合 | 削減割合 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛び降り、飛び乗り及び無人での走行による事故 ・ 積み込み及び積み降ろしの時に積み込みトラック等のブレーキの不完全による事故 ・ 駐停車中におけるブレーキの不完全による事故 ・ 鍵をつけたまま、あるいは車内に放置したために生じた盗難による事故 ・ 火気の接近による事故 ・ エンジン稼働中又は停止直後の帯熱中における燃料補給による事故 | 15% | | |
| 通常の損害防止義務を怠ったために発生した場合に限り、上記以外の火災、落雷、破裂または爆発、盗難による盗取またはき損、鳥獣害、自然災害、第三者行為による物体の落下または飛来（客観証明のあるもの）による事故。 | 10% | | |
| 事故形態により損害を防止又は軽減をすることができたと認められる場合 | 削減割合 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者との事故において、加入者の過失割合が50%を超えた場合の事故 | 15% | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者との事故において、加入者の過失割合が50%以下の場合の事故（過失割合が20%以下にあっては通常の損害防止義務を怠ったために発生した場合に限る） ・ 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、物体の落下若しくは飛来による事故 | 10% | | |
| 通常の損害防止義務を果たしたにもかかわらず発生した火災、落雷、破裂若しくは爆発、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、自然災害、第三者行為による物体の落下若しくは飛来（客観証明のあるもの）による損害、及び第三者との事故において加入者の過失割合が20%以下の事故は削減割合を適用しません。 | | | |
| 責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害は防止または軽減をすることができたと認められる場合、上記削減割合に、事故回数により適用される削減割合が加算されます。 | | | |
| 同一責任期間内における事故回数 〔削減割合の適用がない事故は、事故回数から除きます。〕 | | | |
| | 2回目 | 3回目 | 4回目以上 |
| 加算する削減割合 | 10% | 20% | 30% |

共済金の支払いについての重要事項

- 他の共済・保険の契約があるとき、共済金の支払いを分担することがあります。
加入した農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が「農機具損害共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「農機具損害共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。
- 次のような理由による損害には共済金を支払いません。
 - (1) 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
 - (2) 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
 - (3) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
 - (4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
 - (5) 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
 - (6) 農機具に存在する欠陥・摩滅・腐食・さび・その他の自然消耗による損害
 - (7) 故障・凍結及び消耗部品(タイヤ・チューブ・ベルト・クローラー部分)にのみ生じた損害
 - (8) 作業目的物による損害、本体から取りはずしていた部品等又は本体の一部が本体に接触(異物の巻き込みは除く)して受けた損害
 - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
 - (10) 地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)ただし、地震等担保特約を付した場合は除きます
 - (11) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
 - (12) 火災共済において、物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、衝突、接触、墜落及び異物の巻き込みが自然災害によって生じた場合
- 共済目的が農業用ドローンの場合、次のような理由による損害には共済金を支払いません。
 - (1) 国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害(ただし、当該承認の必要がない機体又は操縦者による損害は除く)
 - (2) 農業用ドローンの整備事業所で1年に1回の定期点検を受けていない機体が飛行中に生じさせた損害
 - (3) ローター又はブレード単体に生じた損害
 - (4) バッテリー単独に生じた損害
 - (5) 機体の燃料不足、又はエンジンオイル不足によって生じた損害
 - (6) 機体及び通信機器類がバッテリーの充電不足によって生じた損害
 - (7) 操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
 - (8) 操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
 - (9) 目視外飛行又は夜間における無灯火飛行によって生じた損害
 - (10) 補助者を配置しない飛行によって生じた損害(ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く)。
- 共済約款に記載されている次の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。
 - (1) 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
 - (2) 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - (3) 「通知義務」「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - (4) 損害調査等に必要書類の偽造・変造、調査の妨害及び共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合
- 損害部品の処分費及び損害の有無を確認するための点検調査費用又は修理見積書等必要書類の作成費用は、損害額に含まれません。
- 仮修理や応急処置にかかる費用、修理と関係ないオイル、ガス類の交換にかかる費用は、損害額に含まれません。
- 共済事故が盗難による場合は、盗難の事実が明らかになった日(警察署がその事実を認めた日をいいます。)から起算して30日を経過した日の後に共済金を支払います。

農機具を入替したときなどは、NOSA Iへご連絡ください

契約内容に誤り、変更等があった場合、必ず組合までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、共済金がお支払いできないことがあります。特に、農機具を入替えた際には、**入替え後14日以内**に組合に通知をお願いします。入替えの通知がない場合、農機具に事故が発生しても**共済金のお支払いができません**。

事故が発生したときは、すぐにNOSA Iへご連絡ください

NOSA Iは、迅速に適正な損害評価を行い、共済金の早期支払いを心がけています。加入者からの事故発生連絡が遅れると、損害の認定に時間を要し、共済金を早期にお支払いできなくなりますので、事故が発生したときはすぐにNOSA Iへご連絡ください。

事故連絡が遅れ、修理が既に完了しているなど、損害の確認ができない場合、共済金を支払えないことがあります。

その他の事項

農業共済組合は行政庁の指導のもと、事業の健全な運営、共済金の確実な支払いに努めています。財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

個人情報の取り扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」といいます)につきましては、当組合が、引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のため、業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により、必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の保険・共済との支払分担を行う場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

農機具共済にご加入いただける方は、組合区域に住所を有する、次の組合員の方々です。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 水稲または麦の耕作の業務を営む方 | ④ 大豆、ソバの栽培の業務を営む方 |
| ② 牛、馬または豚の養畜の業務を営む方 | ⑤ 園芸施設を所有または管理する方で農業を営む方 |
| ③ ぶどう・なし・もも・かきの栽培の業務を営む方 | ⑥ 農機具を所有する方で農業に従事する方 |